

# 序論

## 第 1 はじめに

我が国の証券市場は、ニューヨーク、ロンドンと並ぶ世界の三大市場の一つに数えられるまでに成長し、企業及び公共部門の長期安定資金の調達、国民の資産の運用の場を提供するなど、国民経済にとって重要な役割を果たしている。

このような我が国の証券市場が、今後とも国民経済ひいては世界経済の発展に寄与していくためには、市場の効率化を図り、安定的で活力ある市場を実現するとともに、市場の公正性・透明性を確保し、市場に課された役割を全うしていくことが重要である。

証券取引等監視委員会（以下「監視委員会」という。）は、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持する目的で、平成4年7月20日に設置され、以来、上記の目的を達成するため、証券会社等に対する検査、日常的な市場監視及び取引の公正を害する犯則事件の調査などの活動を行い、もって、与えられた責務を適切に果たすことにより、市場の公正性・透明性を確保し、我が国証券市場等の健全な機能の發揮に資するよう努めている。

## 第 2 監視委員会設置の経緯

平成3年夏の一連のいわゆる証券・金融不祥事を契機に、証券・金融行政のあり方、特に証券会社、証券市場に対する検査・監視体制のあり方について種々議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣より臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という。）に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がなされ、これを受けて、同年9月に「証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」がとりまとめられた。同答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を

基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会を設置すべきとの提言が盛り込まれた。

大蔵省では、行革審答申を踏まえつつ、さらに各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から、証券取引及び金融先物取引（以下「証券取引等」という。）における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4年2月、監視委員会の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」（以下「公正確保法」という。）案をとりまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、6月5日に法律第73号として公布、7月20日に施行され、同日監視委員会が発足した。

### 第3 監視委員会の組織と事務概要

#### 1 組織

監視委員会は、大蔵省設置法（以下「設置法」という。）により設置された機関であり、その事務を処理するため事務局が置かれている。

##### (1) 監視委員会

監視委員会は、委員長及び委員2人をもって組織され、その議事は、2人以上の賛成をもって決せられる（設置法第10条及び第15条）。

委員長及び委員は、独立してその職権を行使する（設置法第9条）。

委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、大蔵大臣が任命する（設置法第11条）。

これに基づき、平成4年6月18日衆議院、6月19日参議院の同

意をそれぞれ得て、7月20日、委員長には水原敏博、委員には成田正路及び三原英孝がそれぞれ任命された。

委員長及び委員の任期は、3年であり、再任されることができ、また、禁治産の宣告を受けるなどの限られた法定の事由がある場合を除き、在任中、その意に反して罷免されない（設置法第12条及び第13条）。

なお、監視委員会の会議は、原則として週2回開催され、議案の処理を行っている。

## (2) 事務局

事務局は、事務局長以下84人で構成されており、事務局長及び次長の下に総務検査課及び特別調査課の2課が設置されている。

① 総務検査課は、検査、取引審査及び総括の3部門に分かれ。る。

イ 検査部門は、証券取引等の公正確保の観点から検査を行う。

ロ 取引審査部門は、証券取引等の公正確保のために日常的な市場監視を行う。

ハ 総括部門は、監視委員会全体の調整部門であり、監視委員会の会議の運営や大蔵大臣に対する勧告・建議に係る事務などをを行う。

② 特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

## (3) 地方の事務処理組織

監視委員会が所掌する事務は、地方においては、財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）の下に、これを専担する組織を設置し、財務局長等が、検査及び取引審査については監視委員会の委任を受けて、犯則事件の調査については監視委員会の指揮監督を受けてそれぞれこれを行っている。

このため、財務局及び財務支局に証券取引等監視官等118人の担

当職員を配置している。

(注) 監視委員会は、本省監理証券会社25社及び本省監理金融機関48機関を除き、検査権限及び報告・資料の徴取権限を財務局長等に委任している（ただし、監視委員会が自らその権限を行うことを妨げないこととしている。）。

## 2 事務概要

### (1) 監視のための三つの事務

監視委員会の監視のための事務は、検査、取引審査及び犯則事件の調査の三つに分かれる。

#### ① 検 査

証券取引法（以下「証取法」という。）、外国証券業者に関する法律（以下「外証法」という。）又は金融先物取引法（以下「金先法」という。）によって大蔵大臣から委任された検査権限に基づき、証券取引等の公正の確保に係る規定の遵守状況を監視するため、証券会社、証券業務の認可を受けた金融機関、証券業協会、証券取引所、金融先物取引業者等に対して臨店等により検査を行う。

#### ② 取引審査

証取法、外証法又は金先法によって大蔵大臣から委任された報告・資料の徴取権限に基づいて、証券会社、証券業務の認可を受けた金融機関、証券業協会、証券取引所、金融先物取引業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、当該取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

#### ③ 犯則事件の調査

証取法、外証法又は金先法に基づき、犯則事件を調査するた

め必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の許可状による臨検、捜索及び差押えの強制調査を行うことができる。

犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、有価証券報告書等の虚偽記載、損失保証・補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

## (2) 勧告及び建議の権限

監視委員会には、証券・金融行政を行う大蔵大臣に対し、証券取引等の公正を確保するために、行政処分その他の措置について勧告する権限と必要な施策について建議する権限が与えられている。

### ① 勧 告

監視委員会は、検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引等の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について大蔵大臣に勧告することができる。

監視委員会が行う勧告については、大蔵大臣は、これを尊重しなければならない。

監視委員会は、大蔵大臣に対し、勧告に基づいて採った措置について報告を求めることができる。

### ② 建 議

監視委員会は、検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引等の公正を確保するために必要と認められる施策について大蔵大臣に建議することができる。

(3) 告 発

監視委員会は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、告発を行う。

(4) 大蔵大臣の行う金融機関等の検査に関する事務

監視委員会は、大蔵大臣の行う金融機関等の検査に関し、中立的かつ第三者的な立場から、以下のような事務を行う。

- ① 毎年の検査の実施方針その他の基本的事項に関する提言
- ② 四半期ごとの検査の実施状況に係る報告の収取
- ③ 検査事務の運営その他の施策に関する建議

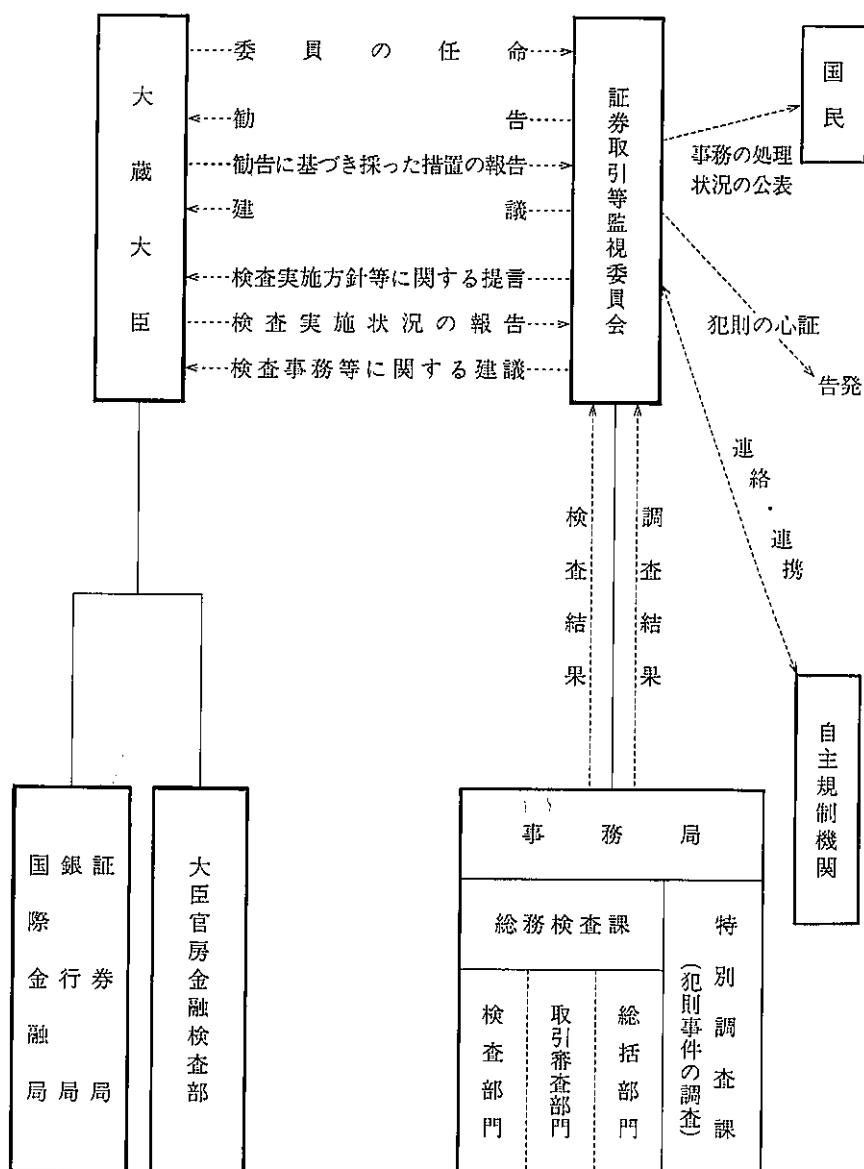
(5) 事務の処理状況の公表

監視委員会は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

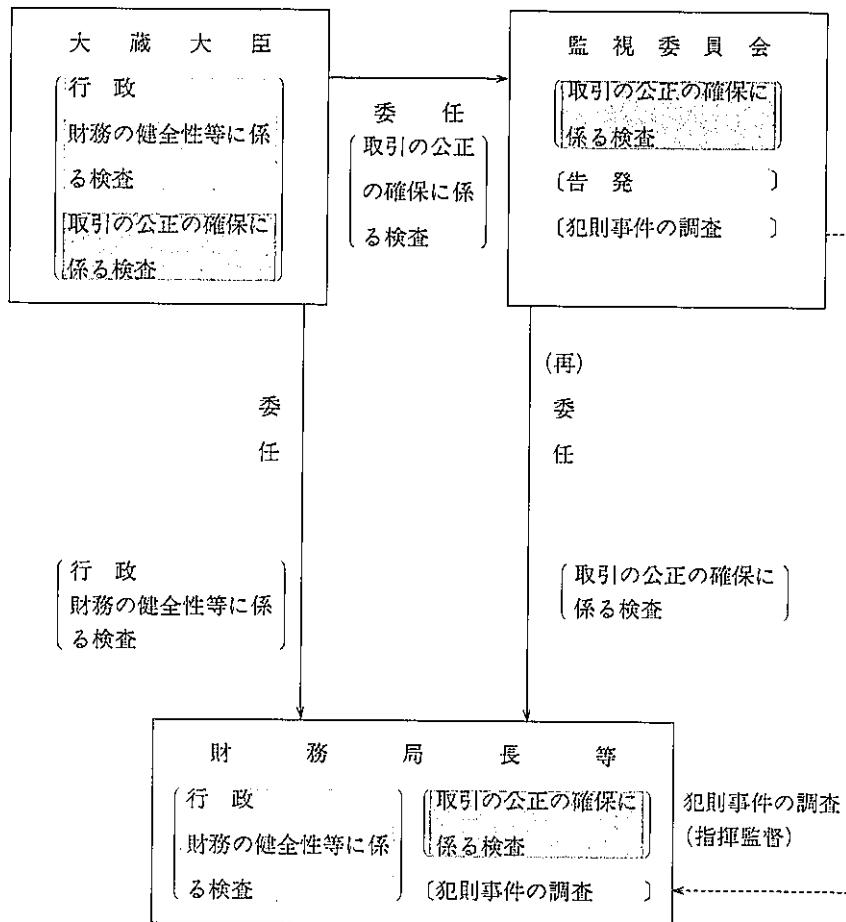
### 3 監視体制の概要等

証券取引等の監視体制の概要等は、第1図及び第2図に示すとおりである。

第1図 証券取引等の監視体制の概要



第2図 大蔵大臣、監視委員会、財務局長等の関係



(注) 上図の「検査」には、報告・資料の収取権限を含む。